

岩手県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
鳥羽医院	陸前高田市小友町字西下60番地	平成24年7月1日
南やはば調剤薬局	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割453番地	平成24年8月1日
有限会社道又薬局	上閉伊郡大槌町大槌第15地割95番地256	〃
つくし薬局江釣子店	北上市上江釣子15地割135番地3	平成24年9月1日